

## 第3部 - 第3 住環境の改善

### 2 安全安心のまちづくり

#### 基本的な考え方

市内における犯罪の発生件数は、平成12年以降は微増・微減を繰り返していましたが、平成18年は2,291件と過去10年間で最少となりました。しかし、犯罪の組織化・凶悪化がみられるほか、侵入窃盗や自動販売機荒らし、「振り込め詐欺」に代表される巧妙な詐欺事件が発生しています。また、通学路における子どもたちの安全確保、高齢者を悪質な詐欺被害から守る対策などが重要な課題となっています。安全安心に暮らすことができるまちをつくるには、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識を持ち、市、警察からの情報を活用しながら、できる範囲で自主的な防犯対策を講じることが大切です。

具体的な市の取り組みとしては、平成14年10月に生活安全条例を制定し、この条例に基づく市民会議として、平成15年5月に生活安全推進協議会を設置しました。そして、同年には市職員等による「安全安心パトロール」を開始するとともに、平成16年に防犯ボランティアとして市民・事業者呼びかけた「安全安心・市民協働パトロール」は、1,100名を超えるまでに拡大しています。また、子どもの安全を守るための対策として、15小学校区ごとに危険箇所や子ども避難所などを示した「地域安全マップ」とマップシールを作成し、児童・生徒を始めパトロール団体に配布し有効活用されています。平成18年2月からは携帯電話のメール機能を活用した「安全安心メール」の配信を開始し、犯罪・不審者情報などを提供し、被害の拡大と犯罪の防止を図っています。教育委員会では、子どもを狙った犯罪に対する防犯対策として、通学路などで児童・生徒を緊急時に一般家庭が保護する「みたか子ども避難所」への協力を行うとともに、市内在住・在学の児童・生徒を対象とした防犯ブザーの貸与を平成16年から行っています。

今後は、市民・事業者の協力を得て、安全安心パトロール車の貸し出しなど「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を図るとともに、地域安全マップ及びマップシールの地域での活用を進めます。また、ユビキタス・コミュニティ推進基本方針に基づき、GPS機能付き携帯電話を活用した親子安心システムの構築に向けモデル事業を行い、その結果を検証しながら、さらなる取り組みを行うなど、市民の生活の安全を総合的に推進することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの創造を図ります。

#### まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
安全安心・市民協働パトロールへの参加人数			1,181人	2,500人

「安全安心・市民協働パトロール」の取り組み状況を示す指標です。安全で安心して暮らすことができるまちづくりをめざし、市民・事業者・市が協力して「安全安心・市民協働パトロール」の充実を図ります。

協働指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
三鷹市内の刑法犯発生件数	2,965件	2,651件	2,291件	1,900件

防犯対策の成果等を示す指標です。市内の犯罪を減らすために、市民や警察等の関係機関と連携して取り組みを強化します。

## 施策・主な事業の体系

### 1 条例等の整備と推進

(1)生活安全条例の普及・啓発	生活安全条例の普及・啓発
(2)防犯カメラの設置及び運用に関する条例の普及・啓発	防犯カメラの設置及び運用に関する条例の普及・啓発

### 2 安全安心の協働の取り組みの推進

(1)安全安心・市民協働パトロール体制の拡充	安全安心・市民協働パトロール体制の拡充
	安全安心パトロール車の貸し出し
(2)生活安全に関するガイドラインの運用・見直し	生活安全に関するガイドラインの運用・見直し
(3)生活の安全に関する意識の醸成	地域安全マップ及びマップシールの配布・活用
	安全安心地域出前懇談会の開催
	学校における啓発事業の実施
(4)安全安心情報ネットワークシステムの整備	親子安心システムの構築
	安全安心メールの普及・拡充
(5)コミュニティ活動の充実	自主的活動の充実

### 3 安全安心の環境整備

(1)公共施設等の改善	街路灯の整備及び明るさ(照度)アップ (「第3部 - 第1 安全で快適な道路の整備」参照)
	公園等の公共施設における防犯対策の推進
(2)民間施設等の改善	店舗・民有地における防犯対策の推進
	防犯灯の整備
(3)交番・駐在所の増設要請及びパトロール拠点の検討	交番・駐在所の増設要請及びパトロール拠点の検討

### 4 安全安心の学校施設等の整備

(1)学校教育施設等の安全性の確保	学校、保育園等の安全対策の充実 (「第6部 - 第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
	安全に配慮した学校公園化の推進 (「第6部 - 第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
(2)関係機関との連携強化	生活安全推進協議会との連携 (「第6部 - 第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
	子どもを育む地域社会づくりの推進 (「第6部 - 第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
	みたか子ども避難所の拡充 (「第6部 - 第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)

### 5 推進体制の整備

(1)生活安全推進協議会を中心とした関係機関・団体との連絡・連携の強化	生活安全推進協議会を中心とした関係機関・団体との連絡・連携の強化
(2)三鷹警察・防犯協会との連絡・連携の強化	三鷹警察・防犯協会との連絡・連携の強化
(3)庁内連携体制の強化	安全安心緊急情報連絡会による庁内等連携体制の強化

## 主要事業（ で示しています）

### 2 - (1) - 安全安心・市民協働パトロール体制の拡充

生活の安全の推進母体となる生活安全推進協議会の運営、生活安全に関するガイドラインの運用、市民・事業者・警察等関係機関との連絡調整、安全安心メールによる犯罪に関する情報発信など、市民の生活の安全を総合的に推進する体制を拡充します。また、安全安心パトロール車による巡回を強化するとともに、市民・事業者の協力を得て「安全安心・市民協働パトロール」の拡大を図ります。

（市・市民・事業者・関係団体）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
安全安心・市民協働パトロール体制の拡充	安全安心・市民協働パトロール体制の拡充	運用	拡 充			→

### 2 - (3) - 地域安全マップ及びマップシールの配布・活用

子どもたちに分かりやすく見やすい地域安全マップを児童・生徒や安全安心・市民協働パトロールを実施する市民団体などに配布し、地域で有効に活用するとともに、親子でまちの診断を行い手づくりの地域安全マップづくりを進めていきます。

（市・市民・関係団体）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
地域安全マップ及びマップシールの配布・活用	地域安全マップ及びマップシールの配布・活用	活用	配 布 活 用			→

### 2 - (4) - 親子安心システムの構築

ユビキタス・コミュニティ推進基本方針に基づき、GPS機能付き携帯電話を活用して、保護者が児童の移動地点を電子メールで確認できる親子安心システムの構築に向けモデル事業を行い、その結果を検証しながら、さらなる取り組みを検討します。

（市・市民・関係団体）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
親子安心システムの構築	親子安心システムの構築		構 築	検 証 ・ 実 施		→

## 新規・拡充事業（示しています）

### 2 - (1) - 安全安心パトロール車の貸し出し

市所有の安全安心パトロール車を土、日曜日、祝日の閉庁日に、市及び防犯協会に登録しているパトロール団体に貸し出しを行い、安全安心パトロールの充実を図ります。

（市・市民・関係団体）

### 2 - (2) - 生活安全に関するガイドラインの運用・見直し

防犯性に優れた施設の環境整備を図るため、通学路等編、住宅編、道路等編、学校等編及び公共施設等編の5編についてガイドラインを定め、施設の整備・管理基準の普及、促進をめざします。また、社会状況の変化、技術の進展などを踏まえ必要に応じて見直しを図ります。

（市・市民・事業者・関係団体）

### 2 - (4) - 安全安心メールの普及・拡充

携帯電話等を活用して、犯罪や不審者情報などを電子メールで緊急配信し、情報共有することで被害の拡大と犯罪の防止をめざすため構築した「安全安心メール」の普及・拡充を安全安心緊急情報対応マニュアルに沿って進めます。

（市・市民・関係団体）

### 3 - (3) - 交番・駐在所の増設要請及びパトロール拠点の検討

井の頭公園周辺や新川島屋敷地域などにおける交番や駐在所の増設・機能拡充について引き続き要請するとともに、民間主体のパトロール拠点について検討を行うなど、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進していきます。

（市・市民・事業者・関係団体）